

2026年1月10日(土)ゼミは開催します**古代国家の成立—律令国家から王朝国家**

—1月10日ゼミ紹介文:齊藤 潔会員記—

- 1、日本の古代国家は、702年に唐王朝によって、国号日本名で承認されて成立した律令国家である。672年の壬申の乱で、天武天皇(最初の天皇名使用)が、天智死去後に子の大友皇子側に勝利してから30年経過していた。
- 2、統治機構論でいえば、支配政治機構は天皇と太政官で構成された太政官制である。これを維持する財政機構が律令税収入である。そしてこの政治・経済機構を維持・管理する権力(暴力)機構が、京の官僚と諸国の国司配下の5衛府(近衛兵)と諸国の軍団(徴兵制)である。
- 3、その時代は約400年間で、天皇と太政官の合議による律令政治であった。後半の200年間は、他の貴族を中枢から排除した藤原氏の摂関政治(王朝国家)となったが、政治機構は都度、令外官を新設した日本的律令制が継続した。その後の12C末迄の100年間は天皇家が政権を取り戻して、上皇主導の院政(1089年～)時代となったが、1192年に鎌倉武士政権が登場し、自力救済の中世の時代となる。
- 4、日本は、中国周辺の東アジア諸国とほぼ同時期に成立したのである。その諸国とは、吐蕃(629年チベット統一)、新羅(676年朝鮮半島中南部統一)、渤海(698年朝鮮半島北部・満州南東部統一)、南詔(現雲南省地域に建国し、738年に唐に朝貢)、環王(756年ベトナム南部の林邑国から改名)、シュリー・ヴィジャヤ(7C後半にスマトラ島・ジャワ島に建国・ポロブドール遺跡)で、夫々唐に朝貢した。
- 5、一方、唐は世界史的にみると中世期の国家である。従って、この時期に建国した日本を初め東アジアの古代国家は、ギリシャ・ローマ後の欧州のフランク王国や、西アジアのサラセン帝国(大食・イスラム)同様に中世に相当する。
- 6、先述の吐蕃は西域の大国で、7C前半にソンツェン・ガムポ王(在位 593～649)によってチベット高原に建国された仏教国家である。王は、仏教崇拝とチベット文字を制定した名君とされている。又、王が定めた16条法は、聖徳太子の17条憲法との類似が指摘されている。
- 7、日本の古代国家は大宝律令の完成(701年)でスタートしたが、「律令事始め」は約1世紀前に倭国の女王だった『推古紀』の記述迄遡る、即ち、608年に渡来系の高向玄理・南淵請安・旻ら8人を隋(618年より唐)に留学させ、国作りの為に律令を学ばせたのだから、その完成までには実に93年間の歳月を要した事になる。
- 8、日本の律令国家の要点は、天皇と畿内豪族(官位5位以上の貴族)が、畿外の豪族と全国の人民を支配する仕組みである。即ち、地方の豪族である国造を郡司として地方官僚化し、中央派遣の国司(畿内豪族)の配下とした。しかし当初は、諸国の役所には国衙(国司)と郡衙(郡司)が両立し、国司は郡司の力に依存した。しかし、10Cを境に国司(受領)の権力が強化され、郡家(郡司)は消滅して国衙だけとなる。
- 9、日本の古代国家の権力構造は、天皇に権力が集中した中央集権国家ではない。立法・行政・司法は天皇と5位以上の畿内貴族で構成される太政官(3大臣・大納言・中納言・参議=公卿)の合議で決定された。この件は、ゼミで具体的事例を挙げて説明する。
- 10、律令税制は人頭税である。租(稲)・庸

(布)・調(特産物)・雑徭が課役され、律令以前の課役を踏襲した重税である。租は当初は低率と見なされていたが、研究が進んで、3%は収穫高の多い上田の事で、最低レベルの下々田は10%であり、低率ではない。租は現地の正倉に保管されたが、庸・調は中央の大蔵省宛に運脚(公民の自己負担)で届けた。又、公出挙(利稻)は当初は強制ではなかったが、国衙財政維持の為に次第に強制となり、利率も公出挙5割、私出挙10割という高率で、公民の重い負担となった。班田制と人頭税制は200年間で崩壊した。

11、 軍団制とその推移:当初の日本は、徴兵制で常備兵20万人を配した軍国体制国家で、仮想敵を新羅とされる。しかし、桓武朝の792年に、陸奥・出羽・大宰府を除いて廃止した。理由は、新羅が国内の反乱や王位争奪戦で弱体化した事である。一方、国内では蝦夷征討兵力や新都(平安京)造営で労働力の確保が必要となったからである。軍団制の廃止の諸国では、健児コンデイ制が新設され、郡司・富裕層・有位者の子弟が採用された。任務は国府警備・囚人護送・祭祀警備を担当した。しかし、9C末からの東海・東山道での倭馬の党(運京請負業者・物部氏永)の乱や、10C前半の東国・瀬戸内での反国司武装闘争(平将門・藤原純友の乱)をきっかけとして、受領国司に諸国の軍事警察権が委任された(国衙軍制)。この国衙軍は受領配属の郎等(館侍)と現地の有力者(国侍)で編成された。そして、彼らが最初の武士となり、中世の主役となる。本件も、ゼミで取り上げる。

12、班田制の崩壊と請負制の登場

班田制は、田地の不足と公民の貧窮(小作人化と逃亡)と富裕層の登場で開始200年間で実施が困難となった。そこで中央政府は、10C初めには請負制を採用した。即ち、国司が富裕層(農業経営に従事する場合は田堵という)に対して、公田の耕作を請負わせて徴税する事にした。一方、中央は国司の最上級者である守(受領ズリョウという)に中央への納税を請負わせる事にした。徴税ルートは、中央—受領—田堵間の請負制としたのである。田堵は小作人を使用して収穫量の極大化を図る。請負制の浸透で

中央財政は、受領に依存する体制となった。又、朝廷は、荘園(院宮王臣家や寺社の私有田)の納税可否の権限も、受領に委任したので、受領の徴税権限が飛躍的に大きくなった。これを院宮家(天皇と王家)や中央貴族(摂関家)は見逃さず、受領人事に自らの家人を採用し、受領の富を共有した。

13、律令制の日本化とは、令外官、摂関制とよく言われるが、私は、古代日本社会の最大の特徴は請負制だと思う。

即ち、上記の徴税制度だけでなく、官職の世襲化=家業もしかりである。天皇家は「天皇職」、摂関家は「摂関職」を、公卿は「公達の家」と決まった。更に、中央官制の特定の官職に特定の家が世襲する「官司請負制」が浸透した。この官司請負制は、「建武の新政」(1333~36年)時の後醍醐天皇の親政の失敗の要因になった程強力だったのである。この請負制もゼミで詳述する。

14、尚、中世の主役の荘園については、時間があれば触れる事とします

以上が、要旨であるが、詳細についてはゼミでお話しする事にしたいと思います。尚、当日は、活発な質疑応答を行い、古代国家の内容を深掘りし、又、新知見を共有したいと思いますので、どうぞ遠慮のない発言を期待します。以上。

ゼミ会場と時間 13:15~16:50

- 1、全水道会館(水道橋駅)・中会議室(5階)
- 2、JR又は都営三田線水道橋駅下車徒歩2分
都営三田線水道橋駅はエレベータ使用可。
- 3、会場には、受付や主催者(12時半)を除いては1時頃の入場をお願いします。

中華民族(有史以降)考

—磐城 妙三郎会員記—

古代史ニュース(N0.340号2024.11.30)で「先史中華民族考」を寄稿した。新石器時代には北方系の黄河文明と遼河文明および南方系の長江文明が発展しており、特に長江下流域、中流域の稲作文化の発祥、上流域の他とは異なる異形の青銅

器文化の存在を指摘した。今回は有史以降における「中華民族」について考察してみたい。読者は「中華民族」という用語について概念的にどのように考えているでしょうか。

(ア) 中華人民共和国または台湾(中華民国)の国籍を有する集団

(イ) 中華人民共和国の国籍を有する集団

(ウ) 五つの自治区(中国国籍を持つ)の少数民族を除いた集団

他にも様々な解釈をされる読者もおられると思います。それでは「漢民族」についてはどうでしょうか。

(ア) 漢民族と中華民族は同義である

(イ) 漢王朝時代からの系譜をもつ民族

(ウ) 秦・漢王朝時代の主に中原地域に居住した民族

歴史学者や歴史研究者の間でも統一された定義が無いように思われます。また中国では「漢族」または「漢人」を用い、「漢民族」は用いないようです。そもそも「中華民族」という用語は清朝末の政治家、思想家、革命家によって創出されたと云われています。また「民族」は和製漢語で英語の「Nationalism」が民族主義と訳され、当時の清国留学生が多数の和製漢語を母国へ持ち帰り中国語として定着したようです。辛亥革命によって王朝制から共和制に移行して「中華民国」が建国されました。共和制とは漢族、満州族、蒙古族、回族、チベット族の五族共和を目指すものであり、これら五族をもって「中華民族」と定義されたようです。領土的に清朝が拡大した版図を全て引き継ぐ野望が垣間見れます。次に「中華」の用語について広漢和辞典によれば「中華とは文化の盛んな土地」とあります。また『「漢とは何か、中華とは何か」後藤多聞著 人文書館 2017』によれば、「晋書」(東晋・西晋の史書)や「魏書」(北魏の史書)に初めて「中華」の用語が使用されたとあり、漢族が胡族を意識して用いた用語と考えられます。また領域的には華北の中原と云われている地域ようです。胡族とは「中華」の外側に暮らす遊牧民の集団を指し、五胡十六国時代には華北や河西地域などに独立国を建てた民族で、西からチベット系の氏族・羌族、モンゴル系の匈奴・羯族および鮮卑(チュルク系とも云われている)の五族を指します。氏族と羌族は三国時代には蜀に服属していたが、西晋が滅ぶと氏族は成

漢・前秦・後涼を羌族は後秦を建国するも東晋によって併合されます。匈奴(羯族含む)は三国・魏晋時代には魏・晋に服属していたが、西晋が滅ぶと前趙・後趙および大夏を建国するも、いずれも鮮卑によって併合されます。鮮卑慕容部は西晋に服属し、遼東・遼西地域を拠点としていたが、西晋が滅ぶと前燕・後燕・西燕・南燕を建国するも、鮮卑拓跋部の北魏に併合されます。鮮卑拓跋部は西晋から遼西の更に北側地域の領有を任され、西晋が滅ぶと代を建国、その後北魏と改め135年ぶりに華北を統一します。五胡十六国時代が終わり南北朝時代となります。南朝では西晋からの遺民を中心とする漢族の「中華」文化が維持されますが、北朝では華北に留まった漢族と胡族の文化が融合した新「中華」文化に衣替えをします。南朝では宋・齊・梁・陳と漢族王朝が継続され、従来の「中華」文化が維持されます。北朝の北魏では北方の柔然(モンゴル系)や突厥(チュルク系)への防備ため鮮卑・匈奴・漢族の有力豪族で構成された六鎮が置かれていましたが、北魏朝へ反乱を起こし、北魏を東西に分断してそれぞれ軍閥政権の東魏・北齊と西魏・北周を樹立します。その後、隋・唐が南北統一を果たしますが、初代皇帝の楊堅(隋)も李淵(唐)も北周出身で鮮卑拓跋の名家の系譜とされています。したがって隋・唐の文化は漢族と胡族の新「中華」文化と考えられます。その後も北宋時代には鮮卑系の契丹が遼を建て、ツングース系の女真(満州)が金を建て、北宋から華北を割譲させ、宋は江南のみの南宋となります。華北では新「中華」文化に女真文化の影響が加わり、宗教や建築様式、陶芸、書画にも影響を与えたとされています。さらに漢族の明朝を挟んで元朝、清朝と異民族王朝が出現しますが、元朝では金と南宋のそれぞれの文化が保護されたと云われています。清朝は外モンゴル・ウイグル・チベットを服属させ、元朝に次ぐ版図を獲得します。辛亥革命が起きると外モンゴルが独立してモンゴル国を建てますが、革命政府の五族共和に基づいてウイグルとチベットは中華民国、中華人民共和国の版図に組み入れられそれぞれ内モンゴル自治区、新疆ウイグル自治区、チベット自治区として現在に至ります。国名としては共和国を謳っていますが共産党の一方独裁によって共和ではなく中華(漢化)政策が進められてい

ます。このように「中華」の文化や領域、「中華民族」の概念は時代と共に変容していることが理解出来るのではないのでしょうか。以上。

2026年ゼミ(7月以降の日には予定)

- 1月11日:古代国家の完成—齊藤 潔会員
2月 :休講
3月7日:万世一系の証明—土田 章夫会員
4月4日:近現代史:討論会—齊藤 潔会員
5月10日:海人あま族の記紀神話—小川 孝
一朗会員
6月6日:中華民族の仏教と言語—磐城 妙三郎
会員
7月5日:改めて魏志倭人伝を読む—槌田 鉄男
会員
8月 :休講
9月19日:律令制下の戸籍と家族—倉重 千穂会
員
10月3日:ローマ帝国発展の鍵—沼田広慶会員
11月7日:伊勢神宮論—増田 修作会員
12月5日:古代ガラス—市川 達雄会員
以上。

3月7日(土)ゼミ・テーマと講師

2月ゼミは休講となりましたので、次回は3月となります。

万世一系の証明

—土田 章夫会員—

以上。